

◎業として代書行為を行うことは、行政書士以外は法律で禁止されています。
◎交付には数日要します。

自動車検査証（車検証）、完成検査終了証、譲渡証明書、抹消登録証明書に記載してある内容を記入します。（新車の場合は自動車販売店へ確認してください。）
数字とアルファベットは明確に区別して記入します。※要注意「1 と I、0 と D、9 と P、2 と Z、8 と B、V と U」

- <記載例>
国産車
・イスズ
・スズキ
・スバル
・トヨタ
・ニッサン
・ホンダ
・マツダ
・三菱 等
輸入車
・BMW
・アウディ
・シボレー
・オベル 等

別記様式第1号(第1条関係)

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
〇〇〇	A-BC110	BC110-987654321	長さ 490 センチメートル 幅 187 センチメートル 高さ 150 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	徳島県徳島市万代町2丁目5番地1 〇〇マンション101号		
自動車の保管場所の位置	徳島県徳島市中洲町1丁目18番地2		
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。			
〇〇警察署長 殿	〒(770-8510)	〇〇年 〇月 〇日	
申請者	住所 徳島県徳島市万代町2丁目5番地1 〇〇マンション101号	氏名 万代 太郎	電話 000-000-0000
第 号	自動車保管場所証明書		
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。			
この欄は記入しない		年 月 日	警察署長 印

備考 1. 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき(1)に該当する場合を除く。)
2. 証明書の有効期限は、証明の日からおおむね1ヶ月である。なお、証明を受けた日からおおむね1ヶ月を経過した場合は、運輸支局では無効なものとして取り扱われますのでご注意ください。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

連絡先	万代 太郎 000-000-0000
-----	-----------------------

センチメートル単位で記入する。

個人の場合は現在の居住地を記入する。
法人の場合は事務所の所在地。
(※申請者住所欄と異なる場合は、原則本拠の位置であることを疎明する資料の確認が必要になります。)

駐車場の所在地を住居表示で記入する。
(※住居表示がない場合は地番)

警察署に提出する年月日を記入する。

個人の場合は、住民票又は印鑑証明と一致する住所・氏名を記入する。
法人の場合は、登記簿又は印鑑証明と一致する所在地・法人名・代表者名を記入する。

押印は不要です。

電話は繋がりやすいものを記入する。
(※携帯電話も可)

昼間、連絡をとることがありますので、申請者欄以外の連絡先について記入する。
(※携帯電話も可)